

令和5年度学校事故等有識者会議

資料

目 次

【議題 1】本市における学校事故等への対応について

(1) 学校事故等防止に関する通知および学校事故件数の推移

1. 本市における学校事故等への課題と取組について
2. 学校・園における安全管理、安全指導の徹底及び事故対応について
3. 北九州市学校危機管理マニュアルについて
4. 運動会等の会場設営における安全管理、健康・安全対策について
5. 水泳等の事故防止について
6. 学校関係者以外の校内の立ち入りについて
7. 学校事故件数の推移

(2) 市立学校・幼稚園における荒天時の対応

8. 大雨注意喚起通知文、保護者配信用メール文例
9. 大雨による学校の登校時間の変更、休校対応について
10. 台風、大雨等による荒天時の一斉休校の判断について

(3) 学校給食における事故防止

11. 食物アレルギー対応給食における事故防止の徹底について
12. 学校給食における窒息事故防止と今後の「うずら卵」使用について

【議題 2】熱中症対策、「北九州市学校における熱中症対策ガイドライン」の改定について

14. 「北九州市学校における熱中症対策ガイドライン」の送付について
15. 热中症による救急搬送
16. 热中症事故防止のための全市一斉の対応について
17. 令和5年度中 北九州市内暑さ指数推移
18. 北九州市学校における熱中症対策ガイドライン（改定版）

【議題 3】学校事故事例検討

※ 別途資料配布

令和5年度学校事故等有識者会議資料

【議題Ⅰ】

本市における
学校事故等への対応について

(Ⅰ) 学校事故等防止に関する
通知および学校事故件数の推移

本市における学校事故等への課題と取組について

1 学校事故に関する課題

- 全国的に、登下校中の交通事故や体育活動中の事故、食物アレルギーや誤嚥による給食事故、自然災害に起因する事故など、学校の管理下において重大な事件・事故が発生している。
- 本市においては、登校時における重大な交通事故発生したことに加え、一歩間違えば命に関わるような事故が体育の時間中や部活動の練習中等に発生した。また、熱中症における事故等も多数発生している。



【事故発生前】⇒ 事故の予防等に向けた取組

【事故発生後】⇒ 原因を明らかにし、再発防止を図る

2 学校事故等の防止に向けた本市の取組・指導内容

- 学校安全計画の作成
- 学校危機管理マニュアルの作成・職員への周知・訓練の実施
- 研修会の実施
 - 管理職
 - 生徒指導主事・主任
 - 安全・防災担当者
 - 部活動担当者
 - 教科指導
- 避難訓練を学期に1回以上、年間3回以上を実施
- 事故等発生時における、区担当指導主事による学校支援
- 幼児児童生徒の安全確保に関する通知
- 学校施設・消防施設の点検の実施

資料 2—①

北九教学徒第3号
令和5年4月3日

北九州市立
幼稚園長
小・中・特別支援学校長 様
高等学校長
戸畠高等専修学校長

北九州市教育委員会
生徒指導課長 有田 勝彦

学校・園における安全管理、安全指導の徹底及び事故対応について（通知）

このことについて、別紙事項に留意し、安全管理の徹底に努めるとともに、幼児児童生徒の事故防止、安全確保及び事故対応に対する教職員の意識を高めるよう指導をお願いします。

【令和4年度 主な事案】

- ・令和4年 4月12日 就学前の女児が川で溺死（福岡県行橋市）
- ・令和4年 9月 5日 通園バスの車内に3歳女児が置き去り（静岡県牧之原市）
- ・令和4年10月 2日 北朝鮮ミサイル発射（※それ以降も数発発射）
- ・令和4年10月19日 中学校の敷地内に竹刀を持った不審者侵入（埼玉県日高市）
- ・令和5年 3月 1日 中学校にナイフを持った不審者侵入（埼玉県戸田市）

【令和4年度 本市事案】

- ・昼休み中、低学年児童が遊具より落下
- ・体育の授業中、競技用の道具があたる。
- ・熱中症救急搬送（体育、体育大会、部活動）
- ・校舎内でのぼや

連絡先 生徒指導課
TEL 582-2369
担当 村上・沢田

令和5年度 学校・園における安全管理、安全指導の徹底及び事故対応について

1 日常の安全管理、安全指導

- (1) 校地、運動場、校舎等すべての施設・設備について複数の職員による学期に1回の安全点検を適切に実施する。
- (2) サッカーゴール、バスケットゴール、ハンドボールゴール、バスケットリング等の固定及び国旗等掲揚ポールやブランコ、雲梯、ジャングルジム等の固定遊具の点検を確実に実施する。
- (3) バスケットゴールに関しては、日々の点検対象を埋め込み金具や昇降機に加え、溶接部分を含む器具全体の亀裂の有無まで拡大する。また、原則、器具操作は学校職員や部活動指導者が行い、違和感を覚えた場合は即座に使用を中止し、専門業者に対応を依頼する。
- (4) 防火シャッターの点検を確実に実施する。
- (5) 危機管理マニュアル様式1.3に沿い、各校・園の実情に合わせ、災害（地震、津波、土砂災害等）や危機（不審者対応等）を想定した避難訓練を学期に1回以上（年3回以上）実施する。なお、火災・地震は年1回必ず行うが、それ以外の訓練に偏りがないよう配慮し、不審者対応やJアラート対応など、3年間で一度は経験するよう工夫する。
- (6) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある学校については、避難確保計画の見直し及び円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な、防災体制、避難誘導、施設の整備、防災・減災教育及び訓練の計画と実施をする。
- (7) 保護者、地域、関係機関との連携を図り、幼児児童生徒の安全確保に努める。特に小学校では、各学校の実情に応じて、安全対策スクールヘルパー研修会等を活用し、学校における安全確保の充実を図る。
- (8) 学校安全計画の校内研修に危機管理についての研修（学校危機管理マニュアルの周知を含む）等を位置付け、「事前」、「発生時」、「事後」の危機管理に対応した校内研修を実施する。
- (9) 学校事故への対応についての校内研修を行い、意識が朦朧、首から上のけがは不用意に児童生徒を動かさず、躊躇せず救急要請するなど医師の診断を必ず受けること、救急車を要請した場合は、生徒指導課に報告すること（AEDを使用した場合や熱中症による救急搬送の場合は学校保健課にも報告）を教職員に周知、徹底する。
- (10) 職員や保護者に「totoru」の登録を推奨するとともに、登録状況を確実に把握し、保護者への確実な連絡体制を準備する。

2 安全指導の徹底、事故の未然防止

- (1) 各教科等においては、用具、教材・教具、薬品等の正しい扱い方を事前に指導する。
- (2) クラブ活動、部活動を含む屋外活動においては、児童生徒の能力に応じた適切な指導計画を立て、熱中症の予防や光化学スモッグ、PM2.5に関する対応等に配慮するとともに、休憩や休養日の適切な確保など、安全に活動できるように指導する。また、部活動については、部活動ガイドラインを参照し、事故の未然防止に努める。
- (3) 学校行事においては、事前に綿密な計画を立て、事故の未然防止に努める。

3 登下校中の安全確保

- (1) 校区内の安全点検を確実に行い、通学路安全マップの更新及び活用を通して、危険箇所等の把握と幼児児童生徒への安全指導、家庭・地域への情報発信を徹底する。
- (2) スクールヘルパーとの連携や県警メールの活用等、地域で子どもを見守る体制を整備する。
- (3) 名札については、学校や地域の実態に応じて、校内だけの着用など適切な活用を検討し、事件・事故の未然防止に努める。

資料 3—①

北九教学徒第38号
令和5年5月11日

北州市立
幼稚園長
小・中・特別支援学校長
高等学校長様
戸畠高等専修学校長

北州市教育委員会
生徒指導課長 有田 勝彦

北州市学校危機管理マニュアル年次更新について（通知）

各園・学校におかれましては令和5年3月20日付北九教学徒312号「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について（通知）」において、学校危機管理マニュアルを提出いただきありがとうございます。

危機管理マニュアルは、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため、学校保健安全法に基づき、全ての学校において作成が義務付けられています。しかしながら、各学校のマニュアルを確認した際に、様式の不足等の不備が見られました。

つきましては、別紙「危機管理マニュアル確認シート」を活用し、各学校の危機管理マニュアルの年次更新をしていただきますようお願いします。

記

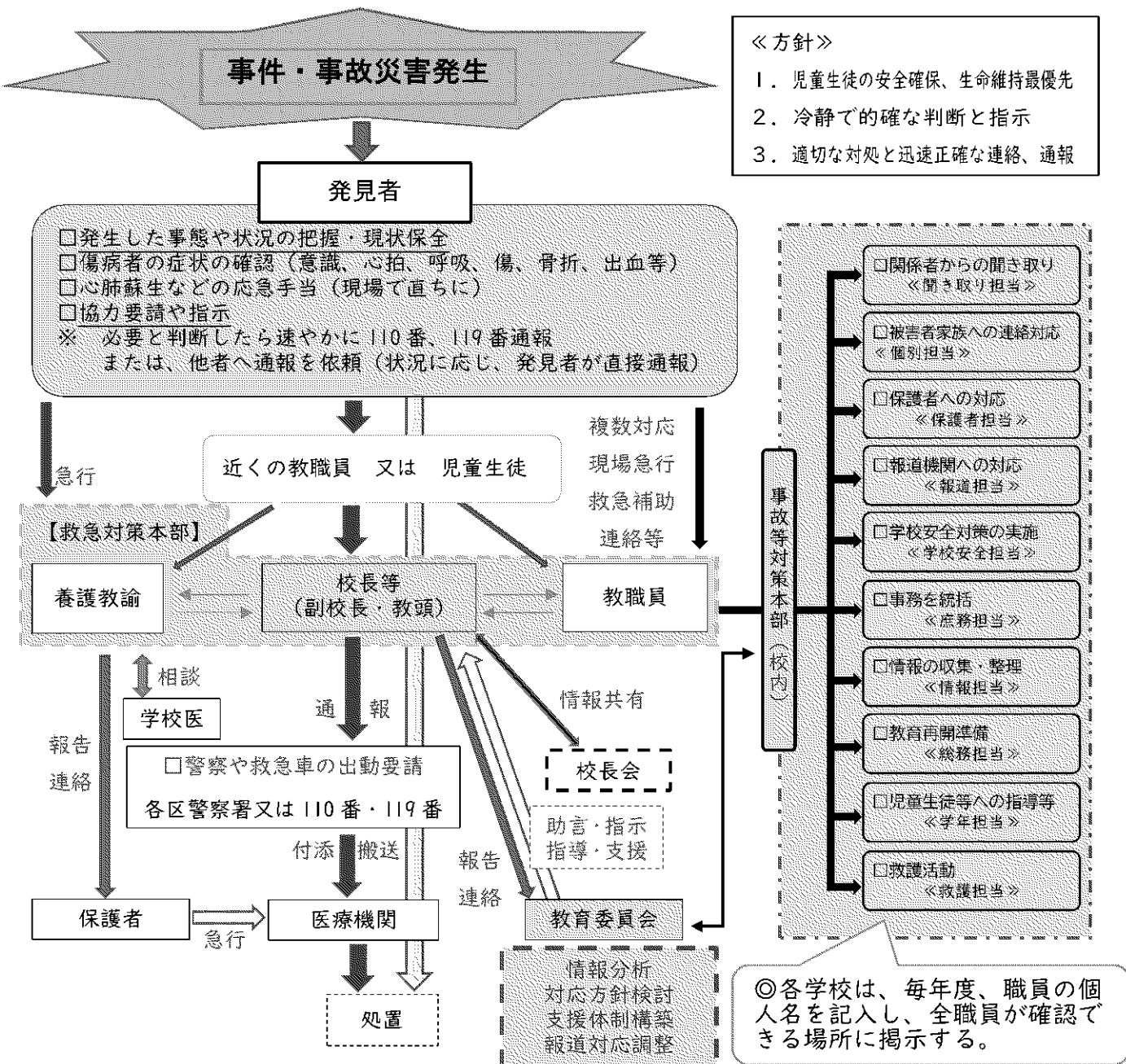
「危機管理マニュアル」の年次更新と様式17-1、17-2の追加挿入について

- ① 様式17-1「緊急時事故対応に関する体制整備」、17-2「報道機関の対応に関する基本的な指針」を危機管理マニュアルに追加挿入するとともに、職員に周知し、全職員で確認できる場所に掲示する。
- ② 令和5年度の職員体制に応じて、担当等を更新する。
- ③ 別紙「危機管理マニュアル確認シート」を活用し、不足している様式は挿入する。
- ④ 避難訓練後などの更新に当たっては、学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドラインを活用する。
- ⑤ 更新後、教職員に周知する。

- ※ 現在提出していただいている学校危機管理マニュアルで不備があるものにつきましては、個別に連絡し、再提出を依頼させていただきます。
※ 危機管理マニュアルの各様式は「教育イントラナビ」→「様式」→「生徒指導課」→「N0.15」に格納しています。

連絡先 生徒指導課
電話 582-2369
担当 村上・汐田

緊急時事故対応に関する体制整備《事件・事故災害発生時の対処、救急及び緊急連絡体制》

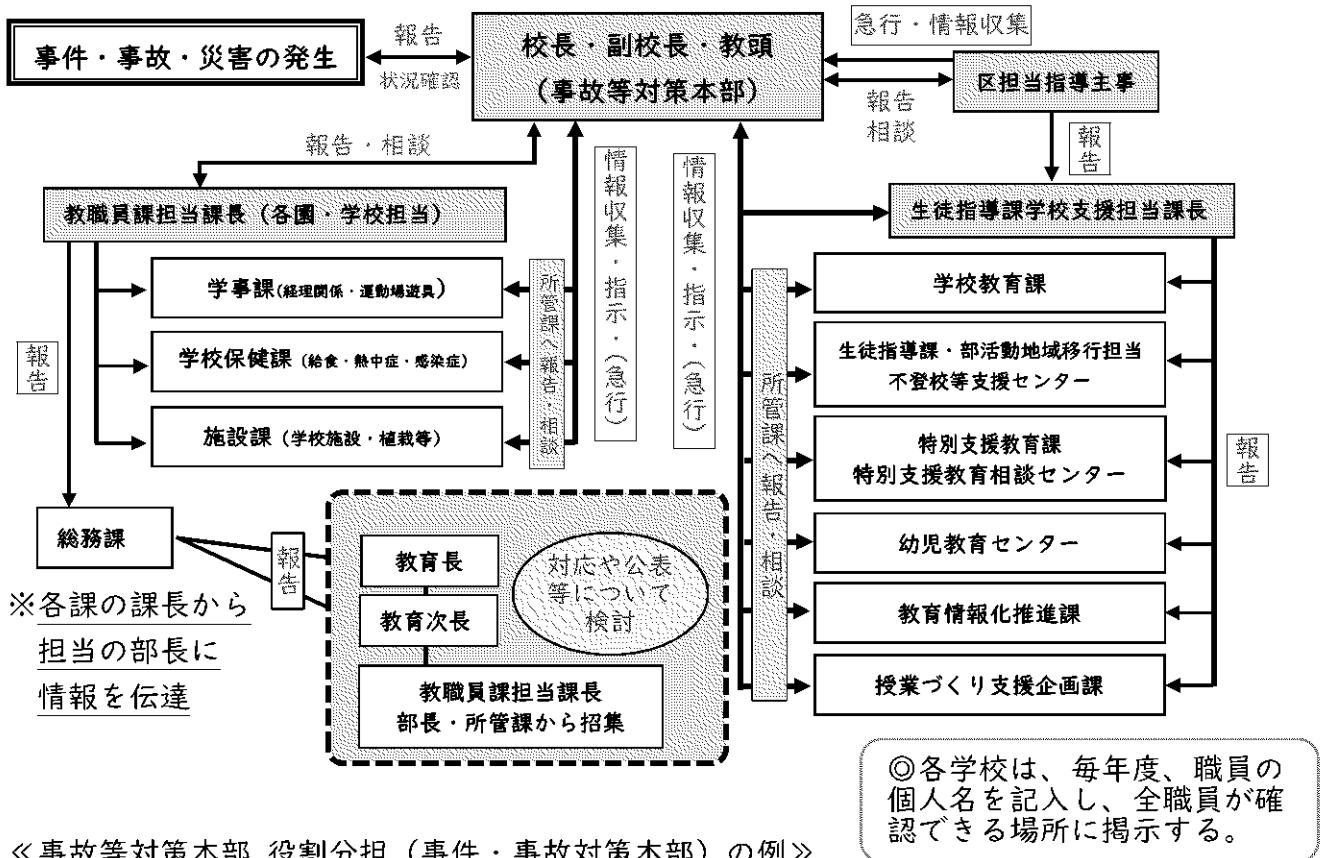


- ※ 事故発時の方針を常に確認しておく。
- ※ 校長が不在の場合もあり、全教職員で警察や救急車の出動要請を要する場合を共通理解し、当面したものが対応できるようにしておく。（首から上の怪我は必ず学校から病院へ連れていく）
- ※ 学校は、報道機関への対応がある場合や、教育委員会から報道投げ込みをする事案について、一斉メール等で保護者に知らせる場合は、時間、内容、配布資料等について教育委員会と緊密に事前調整し、指導・助言や職員派遣を求めるなど、教育委員会に支援を要請する。なお、教育委員会の所管課は、要請に応じて学校を支援する体制を確保する。

（学事課、学校保健課、施設課は教職員課担当課長と連携して学校の支援に当たる。）

- ※ 事件・事故等が発生した場合、救急対策本部や事故等対策本部を設置し、各職員の分担を明確にして対応に当たる。対応状況はホワイトボード等に時系列で記録し、全職員で対応に当たる。

『園・学校・教育委員会 緊急連絡対応図』



「事故等対策本部 役割分担（事件・事故対策本部）の例」

| 役割 | 主な内容 | 担当者 | | |
|---------------|--|------|------|------|
| | | 順位① | 順位② | 順位③ |
| 本部 (指揮命令者) | 全体の状況把握と必要な指示、掌握 教育委員会との連絡・調整 | (校長) | (教頭) | (教務) |
| 聴き取り担当 | 教職員、児童生徒等への聞き取り | | | |
| 個別担当 | 被害児童生徒等の保護者など個別窓口 | | | |
| 保護者担当 | 保護者会の開催や P T A 役員との連携 保護者への情報発信（一斉メール作成等） | | | |
| 報道担当 | 報道からの問い合わせ対応 | | | |
| 学校安全担当 | 校長や副校長・教頭の補佐、学校安全対策、 警察との連携 | | | |
| 庶務担当 | 事務を統括 | | | |
| 情報担当 | 情報を集約 | | | |
| 総務担当 | 学校再開を統括 | | | |
| 学年担当 | 各学年を統括 | | | |
| 救護担当 | 負傷者の実態把握、応急手当、心のケア | | | |

※ 出張等で、管理職や担当教職員が不在の場合にも体制が機能するよう、学校の実情に応じて、事故発生時の指揮命令者について、順位付けを明確にするとともに、事故発生時の役割ごとにも担当教職員を複数配置し、分担順位を決めておく。

(北九州市学校危機管理基本計画付属資料7-1より)

報道機関の対応に関する基本的な指針

1. 対応の基本的姿勢

報道機関への対応については、①情報の公開、②誠意ある対応、③公平な対応を、基本的な姿勢とする。

(1) 情報の公開

個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、事件・事故等についての事実を公開していく姿勢で対応し、事実を隠しているのではないかなどの誤解が生じないようにする。

(2) 誠意ある対応

報道を通じて、事件事故等の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の人々に説明する。学校と報道機関との関係が協力的なものとなるよう、誠意をもって対応する。

(3) 公公平な対応

報道機関に情報を提供する場合、どの機関に対しても公平に情報を提供する。

2. 教育委員会から報道投げ込みする場合

学校と所管課で投げ込み内容を確認する。報道投げ込み直後に報道投げ込み資料（所管課から情報提供）とほぼ同じ内容を保護者に一斉メール等で周知する。

3. 窓口の一本化

学校に取材要請があった場合、電話対応、記者会見どちらの場合も校長又は教頭が窓口となり一本化する。

また、どちらが窓口になるかについては、あらかじめ協議しておくとともに、教育委員会と事前に調整しておくものとする。

4. 報道機関への要請

多くの取材要請が予想される場合、児童生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、次の事例を参考とし、取材に関しての要請を文書等により行う。

- ①校内の立ち入りに関して
- ②取材場所、時間に関して
- ③児童生徒や教職員への取材に関して等

5. 社名、記者名、連絡先等の確認

取材要請があった場合、後に連絡が必要となることがあるので、必ず社名、記者名、連絡先等を確認しておくものとする。

6. 取材意図の確認及び準備

あらかじめ取材意図等を把握し、予想質問に対する回答を作成することなどにより、的確な回答ができるように準備する。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測・憶測の部分はないか、人権やプライバシー等への配慮はできているかなどの点に留意する。

7. 明確な回答

不明なことや把握していないことは、その旨を明確に回答し、予想や個人的な意見等は控え、あくまでも客観的な事実を正確に伝えるようにする。

また、記者に対して、誤った解釈に誘導するような説明（ミスリード）をしたり、誤解につながるような曖昧な返答をしたりしない。

8. 教育委員会との連携

報道機関から記者会見等の要請が多い場合や、校長が記者会見しなければならないと認めるときは、先ずは教育委員会の所管課と事前に調整する。

また、記者会見等を実施する場合は、実施時間、場所、配布資料等についても事前調整し、教育委員会の指導・助言や職員派遣を求めるなど、教育委員会に支援を要請する。

なお、教育委員会の所管課は、要請に応じて学校を支援する体制を確保する。

9. 記者会見の設定と会見者の選定

記者会見場所・時間・会見者等については、学校運営が混乱しないよう考慮した上、教育委員会と十分協議して決定する。会見者等については、原則として2人以上で対応し、必要に応じて教育委員会の職員の同席や市役所広報室の職員の立会いを求めるなどの対応を図る。

なお、事案が長期化する場合は、記者会見を定例化するなども検討する。

10. 記録の作成

報道機関の対応を行った場合は、対応記録を作成する。

取材対応予想質問（組織的に情報収集を行い、客観的な事実のみを正確に伝える。）

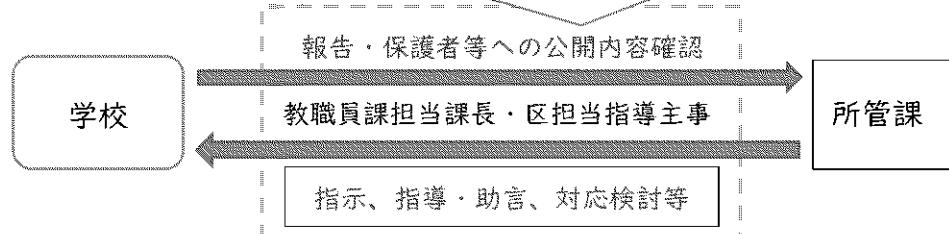
| | |
|----------------|-------------------------------------|
| Q 学校名・校長名 | ○○学校、○○ ○○ |
| Q 学校規模（人数、学級数） | 全校○人、○学級 |
| Q 発生日時 | 令和○年、○月○日 午後○時○分 |
| Q 発生場所 | (所管課と連携し、伝える内容を確認する。) |
| Q 被害者・被害の状況 | (所管課と連携し、伝える内容を確認する。) |
| Q 経緯 | ○時○分 場所：・・・・・・・・・・ (当該の出来事) |
| Q 原因 | ○○（発表時点で不明な場合は「現在調査中」とし、判明次第、続報で明記） |
| Q 今後の対応 | ○○（再発防止への取組） |

※ 事故現場等の見取り図や事故現場の写真など、客観的な情報を収集しておく。

※ 一斉メール等の対応も同様、一斉メール等で保護者に情報を発信するのは、全市に開かれた情報を発信していることと同義になることを踏まえた対応をする。

教育委員会との連携のイメージ

学校と所管課がうまく連携できるように教職員
課担当課長や区担当指導主事等が間をつなぐ。



○ 以下の項目を作成及び挿入・更新されているか確認して下さい。

| | 作成 | 更新 |
|---|----|----|
| 表紙 | | |
| 目次 | | |
| 第1章 学校危機管理の在り方 | | |
| 第2章 本校における危機管理組織と体制 | | |
| 第3章 事前の取組 | | |
| 第4章 危機が発生した場合等の対策 | | |
| 第5章 危機の再発防止と事後の対策 | | |
| 資料編 | / | / |
| 資料1 学校内のリスクアセスメント | | |
| 資料2 校区内のリスクアセスメント | | |
| 資料3 | / | / |
| 様式1 緊急事態発生時の連絡先一覧表 | | |
| 様式2 不審者等の状況記録 | | |
| 様式3 負傷者の状況記録用紙 | | |
| 様式4 緊急連絡票 | | |
| 様式5 負傷児童連絡票 | | |
| 様式6 保護者向け報告文（例） | | |
| 様式7 来訪者名簿 | | |
| 様式8 緊急時の役割分担 | | |
| 様式9 職員の緊急連絡表 | | |
| 様式10 校内の火災発生時の避難経路・避難場所 | | |
| 様式11 校区内の避難経路・避難場所 | | |
| 様式12 時間帯による避難経路・避難場所 | | |
| 様式13-1 防災避難訓練実施要領（地震・津波対応） | | |
| 様式13-2 防災避難訓練実施要領（火災対応） | | |
| 様式13-3 防災避難訓練実施要領（不審者対応） | | |
| 校内マニュアル（不審者対応） | | |
| 様式13-4 防災避難訓練実施要領（竜巻対応） | | |
| 様式13-5 防災避難訓練実施要領（弾道ミサイル対応） | | |
| 様式14 首から上、頭部の事故等に対応するマニュアル | | |
| 様式15 Jアラートによる情報伝達 (弾道ミサイル飛来等) があった場合 | | |
| 様式16 熱中症対応 | | |
| 様式17-1 緊急事故対応に関する体制整備 | | |
| 様式17-2 報道機関の対応に関する基本的な指針 | | |
| 学校安全計画 ※令和5年度は後日通知します。 | | |

※ 年次更新が必要ない様式もあります。

※ 様式（例）はインストラナビに格納しています。学校独自の様式でも同様の内容で作成していれば改めて作成する必要はありません。

北九教学徒第71号
令和5年5月16日

北九州市立
幼稚園長
小・中・特別支援学校長様
高等学校長

北九州市教育委員会
生徒指導課長 有田 勝彦

運動会及び体育大会等の会場設営などにおける安全管理について（通知）

日頃より、児童生徒の安全に関する取組を推進していただき、感謝申し上げます。

さて、本年度、市内において、早い学校では5月に運動会や体育大会等が予定されており、これから会場準備・設営にとりかかることがあります。過去に市内でも、「テントを設営中に生徒が怪我をする」「テントが風に飛ばされる」などの事故が発生しています。

つきましては、下記の通り、危険を伴う作業は教職員等の人が行うことを原則とともに、児童生徒に手伝わせる場合には、事故防止のための準備や指導の徹底、教職員による十分な安全管理をお願いします。

記

1 テントの設営、撤去について

- 強風や荒天が予想される場合は、事前にテントを倒したり、天幕を外したりして、安全上の措置を行うこと。
- テント設営、撤去を生徒に手伝わせる場合には、
 - ・ 事前に教職員がテントの取扱説明書を確認した上で、設置する際の注意事項やテントの構造、安全な組み立て方等の指導を確実に行い、設置・撤去の際には、指導事項が徹底されるよう安全管理を行うこと。
 - ・ 手袋等の装備品を着用させ、個々の能力や体格にあわせた作業を行わせること。
 - ・ テント一張りに対して一人以上の教職員を配置し、事故防止や安全管理に努めること。

2 杭打ち等の作業について

- 杭を打ち込む作業については教職員が行うこと。また杭を支える補助も教職員が行うこと。
- 教職員が杭を打ち込む際は、生徒が近づかないように指導し、周囲に細心の注意を払うこと。
また、使用するハンマーについても充分に点検を行い、ハンマーヘッドが外れたり柄が折れたりする可能性のある道具は絶対に使わないこと。
- 生徒が杭を運搬する場合には、必ず靴を履かせた上で、体格にあわせた量を運搬させ、足元への落下がないよう事前に安全指導を行うこと。

3 用具等の運搬作業について

- 児童生徒が運搬作業する際は、過重な負担で事故が起きないように、児童生徒の能力や体格にあわせて、運搬量を決める等、細心の配慮をすること。
- 児童生徒が運搬する経路に階段等の段差がある場合は、十分に留意させること。運搬中に接触して、転倒や転落等の事故が発生しないよう、ポイントに職員を配置するとともに、事前に児童生徒の動線を確認し同一方向に移動させる等、危険がないように計画を立てること。また、児童生徒への周知を確実に行うこと。
- 児童生徒が長机やパイプ椅子等を運搬する際は、屈折部分等で手や指を挟まないように注意して作業させること。

| |
|---------------------------------------|
| 連絡先 生徒指導課 TEL 582-2369 担当 村上・汐田 |
|---------------------------------------|

北九教学徒第70号
令和5年5月17日

北九州市立
幼稚園長
小・中・特別支援学校長
高等學校長様
戸畠高等専修学校長

北九州市教育委員会
生徒指導課長 有田 勝彦
学校保健課長 中山 賢彦

学校・園における健康・安全対策の徹底について（通知）

日頃より、幼児児童生徒の安全に関する取組にご尽力いただき、感謝申し上げます。

近年、天候等の環境の要因が原因となる健康・安全に関わる問題が頻発しています。各学校・園においては、関係各課からの通知等を再度確認し、幼児児童生徒に対する適切な指導や対応を行い、被害の未然防止に努めるようお願いします。

未然防止にあたり、学校保健の手引（改訂版）を参考にしながら下記の事項に留意し、健康・安全対策の徹底に努めるとともに、幼児児童生徒の健康・安全に対する教職員の意識を高めるよう指導をお願いします。

また、本年度は、5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されたことに伴い、多くの行事等が再開され、児童生徒が屋外等で活動していくことも増えていくかと思います。各学校・園につきましては、日頃より適切に対応していただいているところですが、その状況や場面に応じた健康・安全対策に努めていただきますようお願いします。

記

- 1 光化学スモッグ注意報等発令時やそれが予想される場合は、速やかに情報を確認し、適切な対応を行うこと。（平成21年4月16日付北九教学保第60号）**別紙1**
 ＊ 福岡県光化学オキシダント速報（「福岡県光化学オキシダント速報」で検索）
 ＊ 福岡県防災メール（「防災メール・まもるくん」で検索・要登録）

- 2 熱中症の予防に関しては、これまでの通知や参考資料等も参考にし、「北九州市学校における熱中症対策ガイドライン」を活用して校内研修を行い、教職員の理解を深めて予防に努めること。また、幼児児童生徒自身に適切な対応を指導すること。熱中症が疑われる場合は、速やかに、適切な対応を行うこと。（平成26年9月2日付北九教学保第260号）**別紙2**・（令和5年4月28日付北九教学徒第48号）**別紙3**
 ＊「熱中症を予防しよう－知って防ごう熱中症－」文部科学省・日本スポーツ振興センター（「熱中症を予防しよう」で検索）
 ＊「熱中症～予防と対策～DVD」北九州市教育委員会学校保健課

- 3 紫外線照射による健康被害には、学校として予防策を講じ、適切な対応を行うこと。被害の状況は個人差があるため、個々の幼児児童生徒に対して、個別に適切な対応をすること。（平成23年6月27日北九教学保第247号）**別紙4**
 また、保健だより等を通じて紫外線予防に関する情報を保護者に提供すること。
 ＊「紫外線保健指導マニュアル」環境省（「環境省 紫外線保健指導マニュアル」で検索）

- 4 微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起が行われた場合や予想される場合は、速やかに情報を確認し、適切な対応を行うこと。その際、通常の屋外活動と運動会・体育大会当日では、対応方法が異なるため、保護者・地域への十分な情報発信等の事前準備を行うこと。（平成26年5月13日付北九教学保第88号）**別紙5**

ただし、注意喚起の基準は、午前中の注意喚起は午前5時～7時の1時間値の平均値が、北九州地域の2ヶ所以上の測定局で $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、午後からの注意喚起は、午前5時～12時の1時間値の平均値が、北九州地域の1測定局でも $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合と読み替えるものとする。

※ SPRINTARS 大気エアロゾル（微粒子）予測（「スプリントアーズホームページ」で検索）
 ※「福岡県より注意喚起が出された場合の学校（園）での対応について」を参考にする。（平成25年12月）**別紙6**

| |
|-------------------------|
| 《 担当 》 |
| 生徒指導課 村上 (TEL 582-2369) |
| 学校保健課 芳賀 (TEL 582-2381) |

資料 5

北九教学校第99号
令和5年5月26日

北九州市立

幼稚園長

小・中・特別支援学校長

高等学校長

戸畠高等専修学校長

様

北九州市教育委員会
学校教育課長 松山 修司

水泳等の事故防止について（通知）

このことについて、別添写しのとおりスポーツ庁より通知がありました。
つきましては、各校・園で、通知の内容について全職員に周知し、適切な対応をお願いします。

記

1 (写) 水泳等の事故防止について（通知）【別紙1】

2 (写) プール事故に関する注意喚起について（周知依頼）【別紙2】

連絡先 授業づくり支援企画課
電話 582-3447
担当 平田

5ス 府 第 2 1 5 号
令和 5 年 4 月 27 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

ス ポ ー ツ 府 次 長
角 田 喜 彦

水泳等の事故防止について（通知）

標記については、例年関係方面的御協力をいただいているところであります。海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております（別添1、2参照）。

ついては、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省策定）（別添3）を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配意願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきたいと願いします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いします。

これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会におかれでは、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれでは、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知を徹底するよう御配意願います。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙「学校における児童生徒等に対する水泳指導等について」にも留意願います。このことについて、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれでは、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれでは、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれでは、認可した学校に対して周知されるよう取り計らい願います。

記

1. プールの施設面、管理・運営面について

(1) プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。

(2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

【参考】スポーツ庁「学校における水泳事故防止必携〔2018年改訂版〕」

https://www.jphsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf

消費者庁「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

(3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。

また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

2. その他の留意事項について

(1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。

(2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故も多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。

【参考】海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/>

公益財團法人B&G財團「水辺の安全学習アプリ」

<https://mizube-anzen.jp/>

(3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

スポーツ庁

電話：03-5253-4111（代表）

健康スポーツ課

担当：藤谷、永山（内線：2998）

kensport@mext.go.jp

[学校体育担当]

担当：岸、児玉（内線：2674）

政策課企画調整室

skikaku@mext.go.jp

[学校運動部活動担当]

担当：林、行武（内線：3953）

地域スポーツ課学校運動部活動係

tiikisport@mext.go.jp

[学校プール施設・社会体育施設担当]

担当：井上（内線：3773）

参事官（地域振興担当）付施設企画係

stiiki@mext.go.jp

学校における児童生徒等に対する水泳指導等について

1. 学校における水泳指導に際しては、児童生徒の安全管理、安全指導を徹底すること。その際、以下の資料等も参考とすること。

①「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」

(平成30年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suici2018/suici2018_0.pdf

②「水泳指導の手引（三訂版）」

(平成26年3月文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm

③「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」

(平成26年3月文部科学省)

<https://www.youtube.com/watch?v=0j-Dry4xcQ8&list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbTZpdamkuUGAZsFHSX>

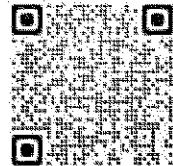
④「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」

(平成28年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター)

<https://www.youtube.com/watch?v=MiyTSzNboTA>

(1) 飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつけて死亡に至る等の重大事故が起きている中、事故防止の観点からも、学習指導要領及び同解説においては、「小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること」、「高等学校の入学年次の次の年次以降においても、原則として水中からのスタートを取り扱うこと」としており、各学校においては、学習指導要領を踏まえ、安全面に十分に配慮した指導を行うこと。

なお、高等学校学習指導要領において「入学年次の次の年次以降は、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができる」としていることから、高等学校の入学年次の次以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際は、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講じること。その際、適宜、公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」(https://swim.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf)も参考に、安全な指導を行うこと。



【令和4年度の災害共済給付の重大事故の例】

| 学校種 | 授業・部活動の別 | 事故の状況 |
|-----|----------|---|
| 高 | 学校行事 | 水泳大会中、ウォーミングアップの際に、水深1m10cmのサブプールに鋭角に飛び込み、プールの底に頭を打ち、頸を痛めた。 |

【令和3年度の災害共済給付の重大事故の例】

| | | |
|---|--------|--|
| 中 | 体育的部活動 | 水泳部の活動で、飛び込み台から飛び込み練習を行い、水底で前頭部を打った。顧問がプールサイドから引き上げた際、生徒が、しびれがあり下半身の感覚がない、声を出すのも厳しい等の訴えがあった。 |
| 中 | 体育的部活動 | 水泳部の活動で、飛び込みの練習をしていたところ、飛び込んで着水するまでの意識はあったが、その後、気づいたら水の中だった。プールの中に意識は戻ったが、体を動かすことができないことに気づいた。 |
| 中 | 体育的部活動 | 水泳部の活動で、スタート台からの飛び込み練習の際、プールの底で頭部を強打し、意識はあるが感覚を失った状態で浮いてきた。 |

【参考：危険なスタート】

動画「スタートの段階指導」



「学校体育実技指導資料 第4集 水泳の指導の手引き（三訂版）」
（平成26年3月文部科学省）抜粋

(2) プールに浮かべて使用する浮島は、学習指導要領においては使用を想定していないが、浮島の下に児童生徒が覆われると、大きい浮島に吸引されて水面に上がれなくなる可能性があるため、浮島を使用する場合は、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書（水上設置遊具による溺水事故）」(https://www.caa.go.jp/policies/council/esic/report/report_018/assets/report_018_200619_0002.pdf) を参考に、監視等の十分な注意を払うとともに、児童生徒の安全を確保できない場合は、浮島の使用は控えること。

(3) 監視体制が十分でなかったことを要因として児童が死亡した事例、一定の技能を身に付けている児童生徒がスタート時の重大事故に遭った事例、入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返し行わせたことなどによる重大事故事例も報告されているので十分注意すること。

特に小学校低学年においては、水に十分に慣れていない児童もいることから、安全な水遊びの授業が行われるよう、十分な監視及び指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにすること。

2. 児童生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、休の調子を確かめてから泳ぐ、プールなどの水泳場での注意事項を守って泳ぐなどといった水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。その際、以下の資料等も参考とすること。

- ① e-learning コンテンツ「守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全」
(公益財団法人日本ライフセービング協会)
<https://elearning.jla-lifescaving.or.jp/>
 - ② 「水辺の安全ガイド」
(公益財団法人B & G財團「水辺の安全学習アプリ」)
<https://mizube-anzen.jp/>

3. 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせること。

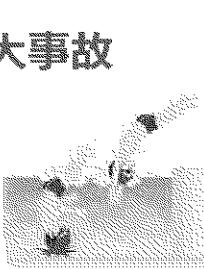
4. 児童生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。

5. 幼稚園等については、本通知のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】」（平成28年3月 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf）や、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」（平成30年4月24日 消費者安全調査委員会 https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_0003_180424_0001.pdf）も踏まえ、一層の安全対策に取り組むこと。

水泳の飛び込み事故の防止について

① 飛び込みによるスタート時の重大事故

飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつける重大事故が起きています。



【重大事故の例】

| 学校種 | 事故の状況 |
|-----|--|
| 中学校 | 水泳部の活動で、飛び込み台から飛び込み練習を行い、水底で前頭部を打った。顧問がプールサイドから引き上げた際、生徒が、しひれがあり下半身の感覚がない、声を出すのも厳しい等の訴えがあった。 |
| 中学校 | 水泳部の活動で、飛び込みの練習をしていたところ、飛び込んで着水するまでの意識はあったが、その後、気づいたら水の中だった。プールの中で意識は戻ったが、体を動かすことができないことに気づいた。 |
| 中学校 | 水泳部の活動で、スタート台からの飛び込み練習の際、プールの底で頭部を強打し、意識はあるが感覚を失った状態で浮いてきた。 |

② 適切な安全対策



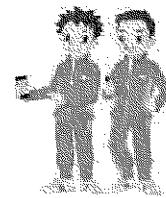
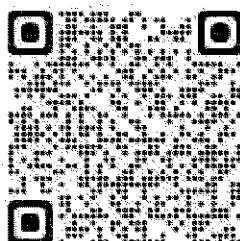
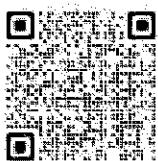
高等学校の入学年次の次年以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際は、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講じることが必要です。

③ 正しいスタート技術の習得

飛び込み事故の防止には、正しいスタート技術の習得とその教育が重要です。公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」も参考にして、安全な指導をお願いします。

* 「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」 (https://swim.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf)

動画「スタートの段階指導」



スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

お問い合わせ：
スポーツ庁健康スポーツ課
03-5253-4111（内線：2998）

令和4年夏期(7~8月)における水泳等の事故

警察庁生活安全局生活安全企画課『令和4年夏期における水難の概況』参照
※()内は中学生以下の子供で内数

【表1】水難者数

| | 水難者数 |
|--------|------------|
| 令和4年夏期 | 638人 (120) |
| 令和3年夏期 | 565人 (110) |

【表2】場所別死者・行方不明者

| | 令和4年夏期 | | 令和3年夏期 | |
|-----|--------|-------|---------|-------|
| | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 |
| 海 | 113(5) | 49.6% | 94(4) | 44.3% |
| 河川 | 88(4) | 38.6% | 87(9) | 41.0% |
| 湖沼池 | 9(0) | 3.9% | 13(2) | 6.1% |
| 用水路 | 15(0) | 6.6% | 16(1) | 7.5% |
| プール | 1(0) | 0.4% | 2(0) | 0.9% |
| その他 | 2(0) | 0.9% | 0(0) | 0.0% |
| 計 | 228(9) | | 212(16) | |

【表3】行為別死者・行方不明者

| | 令和4年夏期 | | 令和3年夏期 | |
|----------------|--------|-------|---------|-------|
| | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 |
| 水泳 | 25(1) | 11.0% | 23(4) | 10.8% |
| 水遊び | 29(7) | 12.7% | 31(6) | 14.6% |
| 魚とり・釣り | 56(1) | 24.6% | 49(0) | 23.1% |
| 作業中 | 13(0) | 5.7% | 4(0) | 1.9% |
| 通行中 | 4(0) | 1.8% | 11(1) | 5.2% |
| その他 | 101(0) | 44.3% | 94(5) | 44.3% |
| 陸上における遊戯・スポーツ中 | 2(0) | 0.9% | 0(0) | 0.0% |
| ボート遊び | 4(0) | 1.8% | 3(0) | 1.4% |
| 水難救助活動 | 8(0) | 3.5% | 5(0) | 2.4% |
| シュノーケリング | 13(0) | 5.7% | 10(1) | 4.7% |
| スキューバダイビング | 3(0) | 1.3% | 3(0) | 1.4% |
| サーフィン | 4(0) | 1.8% | 4(0) | 1.9% |
| その他 | 5(0) | 2.2% | 12(0) | 5.7% |
| 不明 | 62(0) | 27.2% | 57(4) | 26.9% |
| 合計 | 228(9) | | 212(16) | |

【表4】年齢層別死者・行方不明者

| | 令和4年夏期 | | 令和3年夏期 | |
|------------------------|--------|-------|--------|-------|
| | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 |
| 子供 | 9 | 3.9% | 16 | 7.5% |
| 未就学児童 | 1 | 0.4% | 3 | 1.4% |
| 小学生 | 6 | 2.6% | 10 | 4.7% |
| 中学生 | 2 | 0.9% | 3 | 1.4% |
| 高校生又はこれに相当する年齢の者 | 7 | 3.1% | 8 | 3.8% |
| 高校卒業以上に相当する年齢以上65歳未満の者 | 97 | 42.5% | 82 | 38.7% |
| 65歳以上の者 | 107 | 46.9% | 100 | 47.2% |
| 不明 | 8 | 3.5% | 6 | 2.8% |
| 合計 | 228 | | 212 | |

別添2

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付制度において
スポーツ事故(水泳・水泳指導中)に係る死亡見舞金・障害見舞金を支給した件数

○水泳・水泳指導中の事故等による死亡見舞金の支給件数

※令和4年度は速報値

| 学校種 | 平成30年度 | 平成31年度 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 総計 |
|------|--------|-----------------|-------|-------|-------|----|
| 小学校 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 中学校 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 高等学校 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| 総計 | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 | 5 |

※学校種は発生校種

○水泳・水泳指導中の事故等による障害見舞:

※令和4年度は速報値

| 学校種 | 平成30年度 | 平成31年度 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 総計 |
|------|--------|-----------------|-------|-------|-------|----|
| 小学校 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 4 |
| 中学校 | 2 | 0 | 1 | 4 | 0 | 7 |
| 高等学校 | 3 | 1 | 2 | 0 | 1 | 7 |
| 総計 | 5 | 2 | 6 | 4 | 1 | 18 |

※学校種は発生校種

資料6—①

事務連絡
令和5年7月7日

北九州市立

幼稚園長
小・中・特別支援学校長様
高等学校長

北九州市教育委員会
生徒指導課長 有田勝彦

学校関係者以外の校内への立ち入りについて

各学校におかれましては、日々の幼児児童生徒の安全に関する取組を推進していただき、ありがとうございます。

報道等でもご存じの通り、昨日、宮城県栗原市の小学校の敷地内に軽トラックが侵入し、児童4名がはねられるという事案が発生しました。

つきましては、下記の要領に留意して幼児児童生徒の安全確保に努めていただきますようお願いします。

記

- 1 門扉は定められた時間に開閉するなど、不審者が学校に侵入することができにくい管理体制を整える。
 - 2 登下校時など門を開けている間は、地域ボランティア等と連携するなど可能な範囲で門付近や校舎内の見守りをする。
 - 3 玄関等で来校者の受付を行い、無断で校舎内に入れないようにする。また、受付ではネームカード等を着用させ、来校者とわかるようにする。
 - 4 学校関係者以外が校内にいた場合、必ず声をかけて、用件を尋ねる。
 - 5 学校関係者以外が校舎内に無断で立ち入った際には、組織で対応し、児童生徒等に会わせないようにする。
 - 6 教職員やスクールヘルパー等で校内を定期的に巡回する。
 - 7 児童生徒等に危害を加えるような事案の場合、速やかに警察に相談し、教育委員会と連携して対応する。
 - 8 日頃から教育活動の発信や参観等の機会を増やすなど、情報の提供を行い、保護者が安心できるように努めること。
- ※ 不審者に関しては危機管理マニュアルを参照して、対応の確認をお願いします。

連絡先 生徒指導課
TEL 582-2369
担当 村上

資料 6—②

事務連絡
令和5年7月12日

北九州市立
幼稚園長
小・中・特別支援学校長
高等学校長
戸畠高等専修学校長
様

北九州市教育委員会
生徒指導課長 有田 勝彦

事件・事故情報の共有・注意喚起について
(小学校への不審者(不審車両)侵入事案の発生について)

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課より、事件・事故情報の共有および注意喚起がありました。

報道を受け、先日もお知らせしたところではありますが、別添写しを参照し、今回のような事件の再発を防ぐため、下記の要領に留意して、より一層、幼児児童生徒の安全確保に努めていただきますようお願いします。

記

1. 再発防止の留意事項について

「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について（通知）」（令和5年3月20日付 北九教学徒第312号）で確認していただいた、危機管理マニュアルの「不審者侵入の防止の3段階のチェック体制」に関して、以下の体制が整備されているか確認してください。

A：校門

（校門の活用方法、校門の施錠管理、校門の利用箇所、利用時間の指定、防犯カメラ等）

→ 危機管理マニュアルの記載内容が実行可能なものとなっているか

B：校門から校舎への入り口まで

（来訪者の入口や受付への案内・誘導・指示、通行場所の指定、死角の排除等）

→ 死角の排除や、校舎入り口・通行場所についての案内・指示が行われているか

C：校舎への入り口

（入口や受付の指定・明示、受付での来訪者の確認、名札着用の要求等）

→ 入口の指定や受付・名札の着用について、来校者に向けた掲示や体制が整っているか

※ 校内でネームカード等を着用することに関し、保護者にも事前に協力を求めておく

その他、各学校・園で定める「不審者侵入対応マニュアル」の記載内容を再確認し、管理体制や教職員の対応等について、不備な点がないか点検し、全職員で共有しておく。

2. 事後対応について

不審者侵入を受けた事後の対応や報道機関への対応に関して、教育委員会との連携も含めて、危機管理マニュアルの「様式17」を参照して対応するよう、手順等の確認をお願いします。
(・事案に応じた保護者等への速やかな情報提供 ・報道機関への対応の窓口の一本化 等)

連絡先 生徒指導課
TEL 582-2369
担当 村上・汐田

小中学校における事故件数推移【令和元年度～令和5年度】 ～北九州市教育要覧より～ ※令和5年度は2月末時点の暫定数値

(単位:件)

| 年 度 | 区 分 | 骨 折 | 捻挫・脱臼 | 打撲・挫傷 | 創 傷 | 火 热 傷 | 歯・顎の 損傷 | その 他 | 計 | 前 年 度 比 較 |
|--------------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|---------|------|-------|-----------|
| R1 | 総件数 | 1,914 | 1,568 | 2,206 | 747 | 25 | 65 | 535 | 7,060 | ① |
| | 小学校 | 942 | 871 | 1,241 | 557 | 20 | 57 | 264 | 3,952 | |
| | 中学校 | 972 | 697 | 965 | 190 | 5 | 8 | 271 | 3,108 | |
| R2 | 総件数 | 1,280 | 1,033 | 1,413 | 437 | 24 | 39 | 366 | 4,592 | ▲ 2,468 |
| | 小学校 | 647 | 568 | 778 | 351 | 19 | 32 | 177 | 2,572 | ▲ 1,380 |
| | 中学校 | 633 | 465 | 635 | 86 | 5 | 7 | 189 | 2,020 | ▲ 1,088 |
| R3 | 総件数 | 1,409 | 1,184 | 1,730 | 513 | 17 | 34 | 397 | 5,284 | 692 |
| | 小学校 | 688 | 644 | 1,018 | 412 | 10 | 26 | 189 | 2,987 | 415 |
| | 中学校 | 721 | 540 | 712 | 101 | 7 | 8 | 208 | 2,297 | 277 |
| R4 | 総件数 | 1,350 | 1,195 | 1,683 | 553 | 25 | 33 | 382 | 5,221 | ▲ 63 |
| | 小学校 | 660 | 614 | 974 | 440 | 13 | 31 | 185 | 2,917 | ▲ 70 |
| | 中学校 | 690 | 581 | 709 | 113 | 12 | 2 | 197 | 2,304 | 7 |
| R5 2月末 時点 | 総件数 | 1,152 | 1,002 | 1,433 | 443 | 21 | 34 | 380 | 4,465 | ▲ 756 |
| | 小学校 | 560 | 485 | 814 | 316 | 12 | 23 | 200 | 2,410 | ▲ 507 |
| | 中学校 | 592 | 517 | 619 | 127 | 9 | 11 | 180 | 2,055 | ▲ 249 |
| 平 均 | 総件数 | 1,488 | 1,196 | 1,693 | 539 | 22 | 41 | 412 | 5,324 | ③ |
| | 小学校 | 734 | 636 | 965 | 415 | 15 | 34 | 203 | 2,968 | ④ |
| | 中学校 | 754 | 560 | 728 | 123 | 8 | 7 | 209 | 2,357 | |

- ①コロナ禍前の令和元年度から比較すると、令和2年度以降の学校事故件数は大きく減少している。長期に渡り休校等の措置が取られ、学習活動も非常に制限された令和2年度に比べて、教育活動が緩和され始めた令和3年度は事故件数も増加し、令和4年度もほぼ横ばいの件数となっている。
- ②令和4年度において、小学校の事故件数が中学校に比べ613件多いが、児童生徒数の比率で換算すると、中学校の方が約1.5倍事故の発生確率が高い。
- ③2月末時点の暫定数字ではあるが、令和5年度の事故件数はさらに減少傾向にある。
⇒学校や児童生徒の安全指導の効果として、事故件数の減少に表れていることも考えられる。しかし、それでも非常に多くの事故が発生していることも踏まえ、事故発生状況の検証を通した事故防止に向けた取組をさらに推進していくことが求められる。

